

秋田県告示第 170 号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
さくら調剤薬局	にかほ市象潟町字狐森93－1	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成28年12月25日
ニチイケアセンター大館訪問看護ステーション	大館市釈迦内字中台25番地9	訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成29年3月1日